

環境保全目標（案）

第6章 環境保全目標

1. 排ガスの排出基準

(1) 関係法令の排出基準値

排ガス中のばい煙（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素）、水銀及びダイオキシン類については、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法並びに関係法令等で定める排出基準値以下とする必要があります。新たに整備するごみ焼却施設（以下、「新美化センター」という。）は一般廃棄物処理施設であること、また循環型社会形成推進交付金対象事業であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）施行規則第4条5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」（以下「維持管理基準」という。）に定める基準及びごみ処理施設性能指針（以下「性能指針」という。）に適合する必要があります。

1) ばい煙

(ア) 窒素酸化物

窒素酸化物の排出基準値は、大気汚染防止法において施設の種類及び規模ごとに定められています。窒素酸化物の排出基準値を表6-1に示します。

表6-1 窒素酸化物の排出基準値

施設の種類		排出基準値(ppm)
全連続式	浮遊回転燃焼式	450 以下
	特殊廃棄物焼却炉	700 以下
	前二項以外の廃棄物焼却炉	250 以下
全連続式以外（4万Nm ³ /h以上）		250 以下

新美化センターで採用する炉形式はストーカ式焼却方式等の全連続式であり、浮遊回転燃焼式、特殊廃棄物焼却炉以外の廃棄物焼却炉であるため、窒素酸化物濃度の排出基準値は、【250ppm以下】が適用されます。

(イ) 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準値は、大気汚染防止法においてK値（地域の大気汚染状況に基づいて定められる係数で、地域ごとに設定されます。K値が小さいほど規制が厳しい地域となります。）及び有効煙突高から算定される硫黄酸化物排出量に基づく硫黄酸化物濃度により定められています。

兵庫県における地域別のK値を表6-2に示します。

表6-2 地域別のK値

K 値	区域
1.17	神戸市（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、須磨区）、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市（上佐曽利、香合新田、下佐曽利、長谷、芝辻新田、大原野、波豆、境野、玉瀬を除く。）、川西市（見野、東畔野、西畔野、山原、山下、笹部、下財、一庫、国崎、黒川、横路を除く。）、
3.0	神戸市（北区、垂水区、西区）
1.75	姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く）、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、太子町
8.76	相生市、たつの市（旧新宮町を除く。）、赤穂市
14.5	西脇市（旧黒田庄町を除く。）、三木市（旧吉川町を除く。）、小野市、三田市、加西市、加東市（社町、滝野町）
17.5	兵庫県のその他の区域

建設予定地に適用されるK値は、【1.75】となります。硫黄酸化物排出量は、次式を用いて算定されます。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：硫黄酸化物排出量（ m^3N/h ）

K：地域ごとに定められた値（= 1.75）

He：補正された排出口の高さ（煙突実高＋煙上昇高）（m）

（ウ）ばいじん

ばいじんの排出基準値は、大気汚染防止法において施設の種類及び規模ごとに定められています。ばいじんの排出基準値を表6-3に示します。環境の保全と創造に関する条例（以下「県条例」という。）を併せて示します。

表6-3 ばいじんの排出基準値

	1時間当たりの 処理能力	排出基準値 (g/m^3N)	環境の保全と創造に関する条例 による基準値	
			規模	(g/m^3N)
廃棄物 焼却炉	4 t/h 以上	0.04 以下	火格子面積が 0.5 m^2 以上か、焼却能力 が 50 kg/h 以上又 は焼却室の容積が 0.5 m^3 以上	0.15 以下
	2～4 t/h 未満	0.08 以下		
	2 t/h 未満※	0.15 以下		

新美化センターの処理能力は4 t/h 以上となることから、ばいじんの排出基準値は【0.04 g/m^3N 以下】が適用されます。

（エ）塩化水素

塩化水素の排出基準値は、大気汚染防止法において【700mg/m³N以下】が適用されます。これは体積換算で【430ppm以下】に相当します。

2) 水銀

水銀の排出基準値は、大気汚染防止法において施設の種類及び規模ごとに定められています。水銀の排出基準値を表 6-4 に示します。

表6-4 水銀の排出基準値

施設の種類		排出基準値（新設） (μg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上又は 焼却能力が 200kg/h 以上	30 以下

平成30（2018）年4月1日以降に建設されるごみ焼却施設は、新設の排出基準値が適用されることから、水銀の排出基準値は【30μg/m³N以下】が適用されます。

3) ダイオキシン類

ダイオキシン類の排出基準値は、ダイオキシン類対策特別措置法において施設の種類及び規模ごとに定められています。ダイオキシン類の排出基準値を表 6-5 に示します。

表6-5 ダイオキシン類の排出基準値

施設の種類		施設規模 (焼却能力)	排出基準値 (ng-TEQ/ m ³ N)
廃棄物 焼却炉	火床面積が 0.5 m ² 以上 又は焼却能力が 50kg/h 以上	4 t/h 以上	0.1 以下
		2～4 t/h 未満	1 以下
		2 t/h 未満	5 以下

新美化センターの焼却能力は4 t/h 以上となることから、ダイオキシン類の排出基準値は【0.1ng-TEQ/m³N以下】が適用されます。

4) 一酸化炭素

一酸化炭素の排出基準値は、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン及び維持管理基準において定められています。一酸化炭素の排出基準値を表 6-6 に示します。

表6-6 一酸化炭素の排出基準値

規定\基準	基準値	備 考
ごみ処理に係るダイオキシン類 発生防止等ガイドライン	30ppm 以下	O ₂ 12%換算値の 4 時間平均値
	100ppm	100ppm を超える CO 濃度瞬時値のピーク を極力発生させないように留意
維持管理基準	100ppm 以下	O ₂ 12%換算値の 1 時間平均値 (衛環 251 号)

(2) 他施設の自主基準値

平成 26 (2014) 年度以降に建設事業を開始した全国の 150～250 t / 日施設規模のごみ焼却施設における自主基準値の設定事例の調査結果を表 6-7 に示します。なお、自主基準値については、当該自治体ホームページ等より確認を行い、自主基準値が明らかでない施設については、除外して記載しています。年度は事業初年度を示します。

表 6-7 全国の施設における自主基準値

番号	事業 初年度	都道府県名	事業主体名	設置地域	処理能力	窒素 酸化物	硫黄 酸化物	ばいじん	塩化水素	水銀	ダイオキ シン類	一酸化 炭素
					(t/日)	ppm	ppm	g/Nm ³	ppm	μg/Nm ³	ngTEQ/ Nm ³	ppm
1	2014	山形	山形広域環境事業組合	工業専用地域	150	50	20	0.01	50	—	0.05	30
2	2014	大阪	高槻市	指定なし	150	50	10	0.01	10	—	0.1	—
3	2015	山形	山形広域環境事務組合	指定なし	150	50	20	0.01	50	—	0.05	30
4	2015	愛知	東部知多衛生組合	指定なし	200	70	50	0.02	50	—	0.1	—
5	2015	神奈川	高座清掃施設組合	指定なし	245	50	10	0.005	10	—	0.05	30
6	2015	山口	岩国市	工業専用地域	160	50	30	0.01	40	50	0.05	30
7	2016	広島	廿日市市	工業地域	150	20	10	0.005	10	50	0.01	100
8	2016	滋賀	大津市	指定なし	175	50	30	0.01	50	30	0.05	—
9	2016	滋賀	大津市	指定なし	175	50	30	0.01	50	30	0.05	—
10	2016	栃木	宇都宮市	工業地域	190	70	30	0.02	50	—	0.1	—
11	2016	東京	浅川清流環境組合	準工業地域	228	20	10	0.005	10	50	0.01	—
12	2016	静岡	富士市	指定なし	250	50	20	0.01	40	30	0.01	—
13	2017	熊本	菊池環境保全組合	市街化調整区域	170	100	49	0.01	49	—	0.05	30
14	2017	三重	桑名広域清掃事業組合	指定なし	174	50	20	0.01	30	30	0.1	30
15	2017	千葉	東総地区広域市町村圏事務組合	指定なし	198	30	10	0.01	10	30	0.01	—
16	2017	茨城	霞台厚生施設組合	指定なし	215	50	30	0.01	30	—	0.1	30
17	2018	神奈川	藤沢市	工業専用地域	150	50	25	0.01	25	—	0.1	30
18	2018	山形	鶴岡市	工業専用地域	160	50	20	0.01	40	30	0.05	—
19	2018	東京	八王子市	準工業地域	160	50	10	0.01	15	30	0.1	30
20	2018	島根	出雲市	指定なし	200	50	40	0.01	40	30	0.01	—
21	2018	鳥取	鳥取県東部広域行政管理組合	指定なし	240	50	50	0.01	40	30	0.05	30
22	2020	佐賀	佐賀県東部環境施設組合	指定なし	172	100	30	0.01	30	—	0.05	30
23	2020	愛知	西知多医療厚生組合	工業専用地域	185	30	20	0.02	40	30	0.10	30
24	2020	茨城	鹿島地方事務組合	工業専用地域	230	45	25	0.005	45	30	0.03	25
25	2020	東京	小平・村山・大和衛生組合	準工業地域	236	125	45	0.02	150	50	0.5	10
26	2021	京都	枚方京田辺環境施設組合	指定なし	168	20	10	0.01	10	30	0.05	—
27	2021	福島	会津若松地方広域市町村圏整備組合	工業地域	196	100	50	0.01	50	30	0.10	—
28	2021	岡山	岡山市	準工業地域 (敷地北東部の一部) 第1種住居地域 (その他部分)	200	100	20	0.01	30	30	0.05	30
29	2021	静岡	志太広域事務組合	指定なし	223	50	20	0.01	40	30	0.05	30
30	2021	神奈川	厚木愛甲環境施設組合	指定なし	226	20	10	0.005	10	30	0.01	30
31	2022	埼玉	久喜市	指定なし	155	50	30	0.01	30	30	0.1	30
32	2022	栃木	小山広域保健衛生組合	指定なし	180	50	30	0.01	50	30	0.05	30
33	2022	愛知	尾張北部環境組合	指定なし	197	25	10	0.01	10	30	0.01	—
34	2022	兵庫	宝塚市	準工業地域	210	45	15	0.01	25	30	0.1	—
35	2022	長崎	長崎市	指定なし	210	50	20	0.01	50	25	0.05	30
36	2022	長崎	県央県南広域環境組合	指定なし	287	30	20	0.02	20	30	0.01	—
37	2022	三重	伊勢広域環境組合	指定なし	203	50	20	0.01	30	30	0.05	30
38	2022	栃木	足利市	指定なし	152	50	30	0.01	50	30	0.10	30
39	2022	福岡	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	指定なし	169	100	50	0.01	50	30	0.05	30
40	2023	福岡	久留米市	指定なし	209	100	50	0.01	50	30	0.05	30
41	2023	千葉	印西地区環境整備事業組合	市街化調整区域	156	50	20	0.01	20	30	0.05	30
42	2023	福岡	大牟田・荒尾清掃施設組合	工業専用地域	156	100	40	0.01	50	30	0.05	30
施設数					42	42	42	42	42	32	42	27
最大値					287	125	50	0.02	150	50	0.50	100
最小値					150	20	10	0.005	10	25	0.01	10
中央値					187.5	50	20	0.01	40	30	0.05	30
最頻値					150	50	20	0.01	50	30	0.05	30
最頻値の施設数					5	22	12	32	13	27	20	24

(出典) 廃棄物処理施設整備事業データブック2023年度(環境産業新聞社)、各自治体・メーカーホームページ等

(3) 新美化センターの自主基準値（案）

新美化センターの自主基準値は、排出基準値やエコパークあぼしの自主基準値、他施設の自主基準値を踏まえ、周辺地域の生活環境の保全を重視し、関係法令等の排出基準値又はより厳しい値を設定します。新美化センターの排ガスの自主基準値（案）を表 6-8 に示します。

表6-8 新美化センターの自主基準値（案）

項目	エコパークあぼし		新美化センター		
	建設時の法令等に基づく排出基準値	自主基準値	新美化センターの法令等に基づく排出基準値	自主基準値（案）	備考
窒素酸化物（ppm）	250 以下	50 以下	250 以下	50 以下	—
硫黄酸化物（ppm）	K 値 1.75 以下	10 以下	K 値 1.75 以下※	10 以下	—
ばいじん（g/Nm ³ ）	0.04 以下	0.01 以下	0.04 以下	0.01 以下	—
塩化水素（mg/Nm ³ ） （ppm）	700 以下 （430 以下）	16 以下 （10 以下）	700 以下 （430 以下）	16 以下 （10 以下）	—
水銀（μg/Nm ³ ）	—	—	30 以下	30 以下	—
ダイオキシン類 （ng-TEQ/Nm ³ ）	0.1 以下	0.05 以下	0.1 以下	0.05 以下	—
一酸化炭素（ppm）	100 以下※ ²	30 以下	100 以下※ ²	30 以下	

※排出基準値は排ガス量や煙突高さで決定

※²維持管理基準

2. 騒音・振動の規制基準

(1) 騒音に関する関係法令の規制基準値

新美化センターから発生する騒音は、敷地境界線上において、騒音規制法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。

騒音の規制基準値の範囲は、区域や時間帯別に定められています。騒音の規制基準値の範囲を表 6-9 に示します。

表6-9 騒音の規制基準値の範囲

時間の区分 区域の区分	時間の区分		
	昼間 (8 : 00～18 : 00) (デシベル)	朝 (6 : 00～8 : 00) 夕 (18 : 00～22 : 00) (デシベル)	夜間 (22 : 00～6 : 00) (デシベル)
第 1 種区域	50	45	40
第 2 種区域	60	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	70	60

(2) 新美化センターの騒音に関する自主基準値（案）

新美化センターの自主基準値（案）を表 6-10 に示します。

エコパークあぼしは工業地域に該当しており第 4 種区域に該当します。なお、建設予定地は工業専用地域に該当するため区域の規制基準はありませんが、自主基準値としては『第 4 種区域相当』とします。

表6-10 新美化センターの自主基準値（案）

項目	エコパークあぼし 基準値（デシベル）	新美化センター 自主基準値（デシベル）
昼間（8：00～18：00）	70	70
朝（6：00～8：00） 夕（18：00～22：00）	70	70
夜間（22：00～6：00）	60	60

(3) 振動に関する関係法令の規制基準値

新美化センターから発生する振動は、敷地境界線上において、振動規制法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。振動の規制基準値の範囲は、区域や時間帯別に定められています。振動の規制基準値の範囲を表 6-11 に示します。

表6-11 振動の規制基準値の範囲

時間の区分 区域の区分	昼間 (8：00～19：00) (デシベル)	夜間 (19：00～8：00) (デシベル)
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域	65	60

(4) 新美化センターの振動に関する自主基準値（案）

新美化センターの自主基準値（案）を表 6-12 に示します。

エコパークあぼしは工業地域であり第 2 種区域に該当します。なお、建設予定地は工業専用地域に該当するため区域の基準はありませんが、自主基準値としては『第 2 種区域相当』とします。

表6-12 新美化センターの自主基準値（案）

項目	エコパークあぼし 基準値（デシベル）	新美化センター 自主基準値（デシベル）
昼間（8：00～19：00）	65	65
夜間（19：00～8：00）	60	60

3. 悪臭の規制基準

(1) 関係法令の規制基準値

新美化センターから発生する悪臭は、悪臭防止法及び関連条例で定める規制基準値以下とする必要があります。

1) 敷地境界線上における規制基準値

敷地境界線上における規制基準値は、悪臭物質としてアンモニア等22種類の物質が指定されています。敷地境界線上における規制基準を表6-13に示します。

表6-13 悪臭防止法による規制基準値（敷地境界線上）

悪臭物質名	悪臭防止法による 規制基準値の範囲 (ppm)	県条例による規制基準値 (ppm)	
		順応地域	一般地域
アンモニア	1～5	5	1
メチルメルカプタン	0.002～0.01	0.01	0.002
硫化水素	0.02～0.2	0.2	0.02
硫化メチル	0.01～0.2	0.2	0.01
トリメチルアミン	0.005～0.07	0.07	0.005
二硫化メチル	0.009～0.1	0.1	0.009
アセトアルデヒド	0.05～0.5	0.5	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05～0.5	0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009～0.08	0.08	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02～0.2	0.2	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009～0.05	0.05	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003～0.01	0.01	0.003
イソブタノール	0.9～20	20	0.9
酢酸エチル	3～20	20	3
メチルイソブチルケトン	1～6	6	1
トルエン	10～60	60	10
スチレン	0.4～2	2	0.4
キシレン	1～5	5	1
プロピオン酸	0.03～0.2	0.2	0.03
ノルマル酪酸	0.001～0.006	0.006	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009～0.004	0.004	0.0009
イソ吉草酸	0.001～0.01	0.01	0.001

2) 気体排出口における規制基準値

気体排出口における規制基準値は、悪臭物質としてアンモニア等13種類の物質が指定されています。気体排出口における規制基準値の算定方法を表6-14に示します。

表6-14 悪臭防止法による規制基準値の算定方法（気体排出口）

特定悪臭物質名	Cm値 (ppm)	備考
アンモニア	1	気体排出口における規制基準値は、大気への拡散を考慮し、排出高や排ガスの排出速度等を考慮し、次の式により算定されます。 $q : \text{流量 (m}^3\text{N/h)} \cdots (\text{規制基準値})$ $q = 0.108 \times \text{He}^2 \times \text{Cm}$ $\text{He} : \text{補正された排出口の高さ (m)}$ $\text{Cm} : \text{悪臭物質の種類及び地域規制ごとに定められた許容限度 (ppm)}$ $\text{Ho} : \text{排出高の実高さ (m)}$ $\text{V} : \text{排ガスの排出速度 (m/s)}$ $\text{He} = \text{Ho} + 0.65 (\text{Hm} + \text{Ht})$ $\text{Hm} = \frac{0.795 \times \sqrt{Q \times V}}{1 + (2.58/V)}$ $\text{Ht} = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \times V}} \times \left(1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$ $Q : \text{温度15℃における排出ガス流量 (m}^3\text{/s)}$ $T : \text{排出ガス温度 (K)}$
硫化水素	0.02	
トリメチルアミン	0.005	
プロピオンアルデヒド	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	
イソブチルアルデヒド	0.02	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	
イソバレルアルデヒド	0.003	
イソブタノール	0.9	
酢酸エチル	3	
メチルイソブチルケトン	1	
トルエン	10	
キシレン	1	

(2) エコパークあぼしの規制基準値及び自主基準値

エコパークあぼしの敷地境界線上における規制基準値及び自主基準値を表 6-15 に示します。エコパークあぼしは順応地域に該当しますが、一般地域の基準値を自主基準値としています。

表6-15 エコパークあぼしの規制基準値及び自主基準値（敷地境界線上）

項目	規制基準値 (ppm)	自主基準値 (ppm)
アンモニア	5	1
メチルメルカプタン	0.01	0.002
硫化水素	0.2	0.02
硫化メチル	0.2	0.01
トリメチルアミン	0.07	0.005
二硫化メチル	0.1	0.009
アセトアルデヒド	0.5	0.05
プロピオンアルデヒド	0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.08	0.009
イソブチルアルデヒド	0.2	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.05	0.009
イソバレルアルデヒド	0.01	0.003
イソブタノール	20	0.9
酢酸エチル	20	3
メチルイソブチルケトン	6	1
トルエン	60	10
スチレン	2	0.4
キシレン	5	1
プロピオン酸	0.2	0.03
ノルマル酪酸	0.006	0.001
ノルマル吉草酸	0.004	0.0009
イソ吉草酸	0.01	0.001

(3) 新美化センターの自主基準値（案）

新美化センターの自主基準値（案）は、敷地境界線上及び気体排出口について悪臭防止法等における規制基準値とします（表 6-13、表 6-14 参照）。なお、建設予定地は順応地域に該当しますが、敷地境界線上の自主基準値としては『兵庫県における規制基準の一般地域』とします。

4. 排水の排水基準

(1) 関係法令の排水基準値

ごみ焼却施設から公共用水域へ排出される水は、水質汚濁防止法等の関連法令で定める排水基準値及びダイオキシン類対策特別措置法の排水基準値以下とする必要があります。しかし、新美化センターは、排水は下水道放流を検討しており直接施設外へ放流しないことから水質汚濁防止法等は適用されません。

(2) 新美化センターの自主基準値（案）

新美化センターは、水質汚濁法防止法が適用される特定施設に該当しますが、ごみ処理過程で発生するごみピット汚水は炉内噴霧を採用し、他の汚水は排水処理後、下水道放流基準値以下とした上で下水道放流する予定です。

下水道への排水基準値を表 6-16 に示します。

表6-16 下水道法による排水基準値（有害物質）
（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

水 質 項 目		特定施設を設置している事業場 (排水量：m ³ /日)			特定施設を設置していない事業場	
		50 以上	30～50	30 未満		
有害 項目	カドミウム及びその化合物	0.03 以下			0.03 以下	
	シアン化合物	0.7 (0.3) 以下			0.7 (0.3) 以下	
	有機燐化合物	0.7 (0.3) 以下			0.7 (0.3) 以下	
	鉛及びその化合物	0.1 以下			0.1 以下	
	六価クロム化合物※ ⁴	0.2 (0.1) 以下			0.2(0.1) 以下	
	砒素及びその化合物	0.1 (0.05) 以下			0.1 (0.05) 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下			0.005 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 以下			0.003 以下	
	トリクロロエチレン	0.1 以下			0.1 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 以下			0.1 以下	
	ジクロロメタン	0.2 以下			0.2 以下	
	四塩化炭素	0.02 以下			0.02 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下			0.04 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下			1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下			0.4 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下			3 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下			0.06 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下			0.02 以下	
	チウラム	0.06 以下			0.06 以下	
	シマジン	0.03 以下			0.03 以下	
	チオベンカルブ	0.2 以下			0.2 以下	
	ベンゼン	0.1 以下			0.1 以下	
	セレン及びその化合物	0.1 以下			0.1 以下	
	ほう素及びその化合物※ ²	10 [230] 以下			10 [230] 以下	
	ふっ素及びその化合物※ ²	8 [15] 以下			8 [15] 以下	
	1,4-ジオキサン	0.5 以下			0.5 以下	
	ダイオキシン類	10 以下			10 以下	
一般 項目 等	フェノール類	5 以下			5 以下	
	銅及びその化合物	3 以下			3 以下	
	亜鉛及びその化合物※ ³	2 以下			2 以下	
	クロム及びその化合物	2 以下			2 以下	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下			10 以下	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下			10 以下	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 以下			600 以下	
	浮遊物質質量(SS)	600 以下			600 以下	
	n-ヘキサン抽出物 質	鉱油類含有量	5 以下			5 以下
		動植物油脂類含有量	30 以下			30 以下
	窒素含有量	240 以下			240 以下	
	燐含有量	32 以下			32 以下	
	水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満			5を超え9未満	
	温度				45 未満	
	沃素消費量				220 未満	

備考

- 単位は ダイオキシン類：pg-TEQ/L 温度：℃ 水素イオン濃度 (pH)：なし 左記以外：mg/L です。
- () 内は、大塩、堺保川、香寺、家島、置塩北、上管・筋野処理区に係る排除基準です。[]内は、家島処理区に係る排除基準です。
- は、直罰対象の排除基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがあります（下水道法第12条の2）。
- は、除害施設の設置等に係る基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、除害施設の設置などをしなければなりません（姫路市下水道条例第9条の2及び9条の3）。
- ※² 業種により、令和 7 年 6 月 30 日まで暫定基準が適用される事業場があります。
- ※³ 業種により、令和 6 年 12 月 10 日まで暫定基準が適用される事業場があります。
- ※⁴ 業種により、令和 9 年 3 月 31 日まで暫定基準が適用される事業場があります。
- 「ダイオキシン類」に係る規制は、ダイオキシン類特別措置法第 2 条第 2 項の規定による特定施設を設置する事業場に適用されます。

5. 処理残さの規制基準

(1) 関係法令の規制基準値

ばいじん及び焼却灰等の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量は、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令及びダイオキシン類対策特別措置法で定める規制基準値以下とする必要があります。

重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値を表 6-17 に示します。熱しゃく減量の規制基準値を表 6-18 に示します。循環型社会形成推進交付金対象事業であることから、維持管理基準ではなく性能指針を満足する必要があります。

表 6-17 重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値

項目		規制基準値
重金属溶出量	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg／ L 以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg／ L 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg／ L 以下
	六価クロム化合物	1.5 mg／ L 以下
	砒素又はその化合物	0.3 mg／ L 以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg／ L 以下
	1.4-ジオキサン	0.5 mg／ L 以下
ダイオキシン類含有量		
	ばいじん処理物中の濃度	3 ng-TEQ／ g 以下
	焼却灰その他燃えがら中の濃度	

表 6-18 熱しゃく減量の規制基準値

種類\項目	維持管理基準	性能指針
連続運転式ごみ焼却炉	10%以下	5%以下
間欠運転式ごみ焼却炉		7%以下

(2) エコパークあぼしの自主基準値

エコパークあぼしのばいじん及び焼却灰等の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の現状の規制基準値を表 6-19 に示します。大阪湾フェニックスセンター受入基準に合わせた場合では、六価クロムの規制基準値が厳しくなります。

表6-19 重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の現状の規制基準値

項目		規制基準値
重金属溶出量	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下※
	砒素又はその化合物	0.3 mg/L 以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
ダイオキシン類含有量		
	ばいじん処理物中の濃度	基準適用なし※ ²
	焼却灰その他燃えがら中の濃度	3 ng-TEQ/g 以下

※ 大阪湾フェニックスセンター受入基準

※²平成14（2002）年以前の施設で、セメント固化、薬剤処理等を行う場合、処理基準は適用されない。

(3) 新美化センターの重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値

新美化センターのばいじん及び焼却灰等の重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値を表 6-20 及び表 6-21 に示します。

表 6-20 重金属溶出量及びダイオキシン類含有量の規制基準値

項目		規制基準値
重金属溶出量	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg／ L 以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg／ L 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg／ L 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg／ L 以下
	砒素又はその化合物	0.3 mg／ L 以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg／ L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg／ L 以下
ダイオキシン類含有量		
ばいじん処理物中の濃度		3 ng-TEQ／ g 以下
焼却灰その他燃えがら中の濃度		

表 6-21 熱しゃく減量の規制基準値

種類\項目	熱しゃく減量
焼却灰その他燃えがら	5%以下